

第9回

(仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会

【資料2】



- (仮称) 対馬市市民基本条例（案）の修正（案）

平成23年9月11日(日)

(仮称) 対馬市市民基本条例（案）の修正（案）

現行 条例（案）	修正 条例（案）
<p>前 文</p> <p>私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として、海峡に位置する独特的地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値のある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。</p> <p>そして、島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中から得た知見を今でも私たちに伝えています。中でも雨森芳洲の「誠信交隣」や陶山訥庵、賀島兵介の偉業などは、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきました。</p> <p>私たちは、このような風土から育まれた「対馬らしさ」を大切にしつつ、また、自然への畏敬の念やもてなしの心、思いやりの気持ち、地域の絆や人とのつながりを忘れることなく、すべての人に居場所と出番が保障され、あらゆる分野において生きる喜びを実感できる島となるように、将来に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、同じ島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるように、市民がこれから時代を生きる当事者として、これまで以上に市政に関わる新たな仕組みづくりが必要です。</p> <p>そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するために、市民、議会、行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これから私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに（仮称）対馬市市民基本条例を制定します。</p>	<p>前 文</p> <p>私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として、海峡に位置する独特的地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値のある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。</p> <p>そして、島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中から得た知見を今でも私たちに伝えている。中でも雨森芳洲の「誠信交隣」や陶山訥庵、賀島兵介の偉業などは、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきた。</p> <p>私たちは、このような風土から育まれた「対馬らしさ」を大切にしつつ、また、自然への畏敬の念やもてなしの心、思いやりの気持ち、地域の絆や人とのつながりを忘れることなく、すべての人に居場所と出番が保障され、あらゆる分野において生きる喜びを実感できる島となるように、将来に引き継いでいかなければならない。</p> <p>そのためには、同じ島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるように、市民がこれから時代を生きる当事者として、これまで以上に市政に関わる新たな仕組みづくりが必要である。</p> <p>そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するために、市民、議会、行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これから私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに（仮称）対馬市市民基本条例を制定する。</p>

現行 条例（案）	修正 条例（案）
<p>(定 義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(1)市民 市内に居住する人及び市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。</p> <p>(2)～(5) は省略。</p> <p>(6)協働 市民、議会及び行政が、または市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。</p> <p>(7)行政評価 行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果の目安等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図ることをいう。</p> <p>(8)個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報、その他の団体の情報に含まれる当該法人その他の団体役員に関する情報及び実施機関の職員に関する情報を除く。</p>	<p>(定 義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)市民 市内に住み、若しくは勤める者又は市内に事務所を有する法人若しくは市内で活動する団体等をいう。</p> <p>(6)協働 市民、議会及び行政並びに市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。</p> <p>(7)行政評価 行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果の目安等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することをいう。</p> <p>(8)個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。</p>

現行 条例（案）	修正 条例（案）
<p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第5条 市民、議会及び行政は、次の各号に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第5条 市民、議会及び行政は、次に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを行うものとする。</p>
<p>(市民の権利)</p> <p>第6条 第1項～第3項 省略</p> <p>4 20歳未満の市民（以下「子ども」という。）は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第6条 第1項～第3項 省略</p> <p>4 削除</p>
<p>(子どもの育成)</p> <p>第8条 市民、議会及び行政は、子どもを人として尊び、社会の一員として、重んずるとともに、<u>将来の対馬市を担っていく子どもが安心安全で、健やかに育つ環境づくりに取り組まなければならない。</u></p>	<p>(青少年及び子どもの育成)</p> <p>第8条 市民、議会及び行政は、<u>青少年及び</u>子どもを人として尊び、社会の一員として重んずるとともに、安心、安全で健やかに育つ環境づくりに取り組まなければならない。</p> <p><u>2 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</u></p>
<p>(地域コミュニティの育成)</p> <p>第9条 市民、議会及び行政は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下「地域コミュニティ」という。）がまちづくりの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。</p> <p>2 議会及び行政は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。</p> <p>3 行政は、地域コミュニティの活動を支援するため、必要な施策を講じなければならない。</p>	<p>(地域コミュニティ等の育成)</p> <p>第9条 市民、議会及び行政は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下「地域コミュニティ」という。）<u>及びNPO法人等</u>がまちづくりの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。</p> <p>2 議会及び行政は、地域コミュニティ等の自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。</p> <p>3 行政は、地域コミュニティ等の活動を支援するため、必要な施策を講じなければならない。</p>

現行 条例（案）	修正 条例（案）
<p>(議会の責務と役割)</p> <p>第10条（省略）</p> <p>2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って調査研究を行うとともに市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>(議会の責務と役割)</p> <p>第10条（省略）</p> <p>2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、地域の課題及び市民の意見を把握し、<u>並びに</u>総合的な視点に立って調査研究を行うとともに市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。</p>
<p>(効率的な市政運営)</p> <p>第13条 行政は、行政課題の早期解決<u>並びに</u>市民サービスの維持・向上を図るため、限られた財源と人材を有効に活用し、市民満足度の高い、効率的で効果的な市政運営に努めなければならない。</p>	<p>(効率的な市政運営)</p> <p>第13条 行政は、行政課題の早期解決<u>及び</u>市民サービスの維持・向上を図るため、限られた財源と人材を有効に活用し、市民満足度の高い、効率的で効果的な市政運営に努めなければならない。</p>
<p>(総合計画)</p> <p>第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 （省略）</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために、<u>議会の議決を経て</u>総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 （省略）</p>
<p>(行政評価)</p> <p>第17条 行政は、市政運営において、市民に対する説明責任を果たすとともに市民本位の効率的で質の高い、行財政運営及び市民の視点に立った成果重視の行政への転換を一層推進するため、<u>対馬市事務事業評価委員会設置要綱の定めるところにより</u>行政評価を実施しなければならない。</p> <p>2 （省略）</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第17条 行政は、市政運営において、市民に対する説明責任を果たすとともに市民本位の効率的で質の高い、行財政運営及び市民の視点に立った成果重視の行政への転換を一層推進するため、行政評価を実施しなければならない。</p> <p>2 （省略）</p>

現行 条例（案）	修正 条例（案）
	<p>(行財政改革)</p> <p>第18条 行政は、最小の経費で最大の市民サービスを図るため、行財政改革に取り組まなければならない。</p> <p>2 行政は、行財政改革の目標及びそれを実現するための施策を定めた計画を策定しなければならない。</p>
(個人情報の保護) 第18条 議会及び行政は、個人の権利と利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため、対馬市個人情報保護条例の定めるところにより本市が保有する個人情報を適正に管理しなければならない。	(個人情報の保護) 第19条 議会及び行政は、個人の権利と利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため、対馬市個人情報保護条例（平成17年対馬市条例第48号）の定めるところにより本市が保有する個人情報を適正に管理しなければならない。
(行政手続) 第19条 行政は、市民の権利と利益の保護に資するため、対馬市行政手続条例の定めるところにより処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。	(行政手続) 第20条 行政は、市民の権利と利益の保護に資するため、対馬市行政手続条例（平成16年対馬市条例第15号）の定めるところにより処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。
(危機管理) 第20条 行政は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。	(危機管理) 第21条 行政は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。
(情報の共有) 第21条 （省略）	(情報の共有) 第22条 （省略）

現行 条例（案）	修正 条例（案）
(情報公開) 第 <u>2 2</u> 条 行政は、行政情報の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、市民に説明する責務の全うと、市民の市政への参加の促進を図るため、対馬市情報公開条例の定めるところにより、市の保有する情報は原則として公開しなければならない。	(情報公開) 第 <u>2 3</u> 条 行政は、行政情報の公開を求める市民の権利を明らかにし、市民の市政への参加の促進を図るため、対馬市情報公開条例（平成16年 <u>対馬市条例第13号</u> ）の定めるところにより、市の保有する情報は原則として公開しなければならない。
(説明責任等) 第 <u>2 3</u> 条 （省略）	(説明責任等) 第 <u>2 4</u> 条 （省略）
(パブリックコメント) 第 <u>2 4</u> 条 （省略）	(パブリックコメント) 第 <u>2 5</u> 条 （省略）
(審議会等の参加) 第 <u>2 5</u> 条 （省略）	(審議会等の参加) 第 <u>2 6</u> 条 （省略）
(市民参画) 第 <u>2 6</u> 条 （省略）	(市民参画) 第 <u>2 7</u> 条 （省略）
(協働) 第 <u>2 7</u> 条 （省略）	(協働) 第 <u>2 8</u> 条 （省略）
(男女共同参画) 第 <u>2 8</u> 条 （省略）	(男女共同参画) 第 <u>2 9</u> 条 （省略）

現行 条例（案）	修正 条例（案）
<p>(住民投票)</p> <p>第<u>29</u>条 <u>市民、議会議員及び市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を直接確認するために、住民投票の実施を請求又は発議することができる。</u></p> <p>2 市長は、前項の住民投票の請求又は発議があったときは、投票の目的、投票者の資格その他住民投票の実施に必要な事項を、それぞれの事案に応じて別に条例で定めることにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>3 <u>市民、議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</u></p>	<p>(住民投票)</p> <p>第<u>30</u>条 <u>本市において市議会議員及び市長の選挙権を有する住民(以下「住民」という。)、議会議員及び市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を直接確認するために、住民投票の実施を請求又は発議することができる。</u></p> <p>2 市長は、前項の住民投票の請求又は発議があったときは、投票の目的、投票者の資格その他住民投票の実施に必要な事項を、それぞれの事案に応じて別に条例で定めることにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>3 <u>住民、議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</u></p>
<p>(対馬らしさの追求)</p> <p>第<u>30</u>条 (省略)</p>	<p>(対馬らしさの追求)</p> <p>第<u>31</u>条 (省略)</p>
<p>(条例の検証)</p> <p>第<u>31</u>条 市長は、この条例の趣旨に照らして、各項目の状況を把握し、検証するため、<u>別に定めるところにより、対馬市市民基本条例推進審議会を置く。</u></p>	<p>(条例の検証)</p> <p>第<u>32</u>条 市長は、この条例の趣旨に照らして、各項目の状況を把握し、検証するため、対馬市<u>市民基本条例</u>推進審議会を置く。</p>
<p>(条例の見直し)</p> <p>第<u>32</u>条 (省略)</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第<u>33</u>条 (省略)</p>